

勤労インセンティブとしての勤労 税額控除の提言

(国会版社会保障改革国民会議プレゼン資料)

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

森信茂樹

勤労インセンティブの必要性

現状

- ・若年者を中心とする生活保護受給者の急増、一度生活保護を受給するとなかなか抜け出せない現状。
- ・30代・40代のジニ係数の拡大(ワーキングプア問題の広がり)

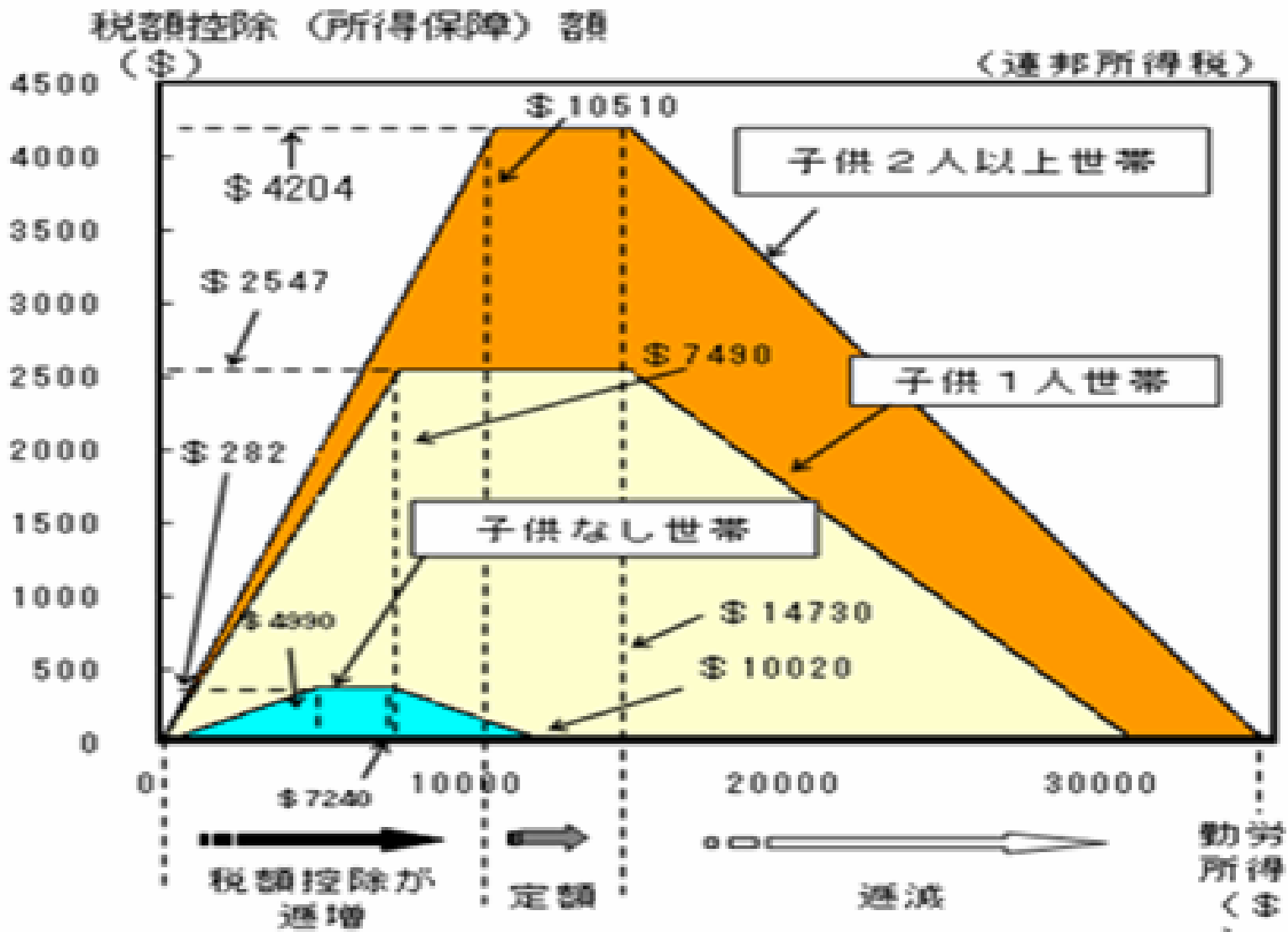
対応

- ・セフティーネットとしての「生活保護」、一時的失業者への「失業保険給付」、「求職者支援制度」だけでなく、勤労の価値を高め、働くインセンティブを与える「勤労税額控除」が有用。
- ・欧州のほとんどの国で導入、高い経済効果が実証済み、韓国では、勤労奨励税制の導入により生活保護受給者が減少。

勤労税額控除とは

- 一定時間就労する低中所得世帯に対して与えられる税額控除で、納税額を上回る場合には給付を行う。所得が上がるにつれ控除額は逡減、最終的にはゼロとなる（給付付き税額控除の一種）。
- 勤労より社会保障に依存した方が有利というモラルハザードやポバティートラップ（貧困のわな）を防止し、自らの労働スキルを向上させ自立した生活をおくることを支援するもので、労働訓練や職業教育と連動して運営されている。
- 米国ニクソン政権の時検討され導入。その後クリントン、ブレアのワークフェア思想のもと、勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援する目的で導入され大きな成果を上げた。

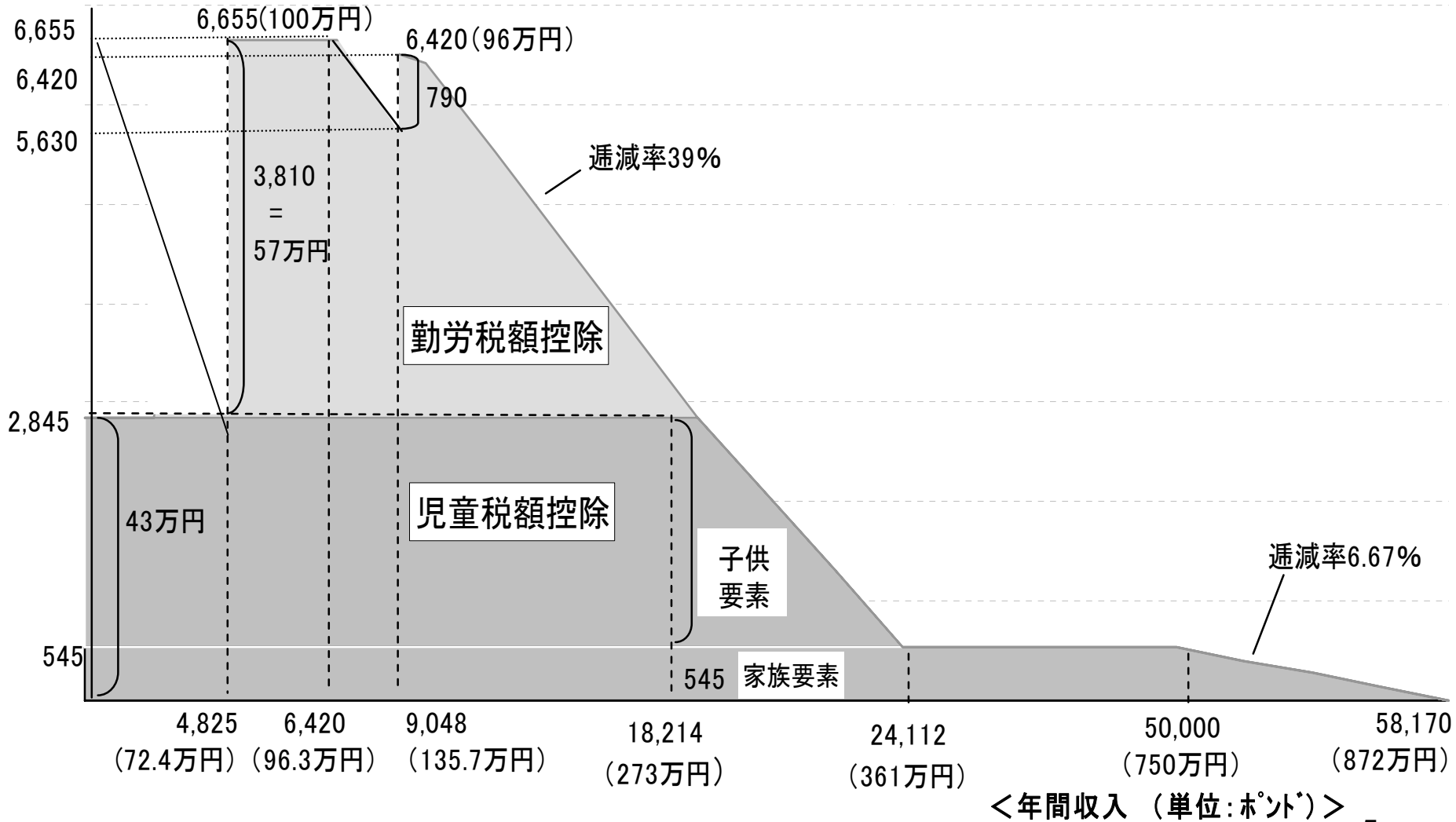
米国の給付つき税額控除の概要



出典:平成19年度経済財政白書

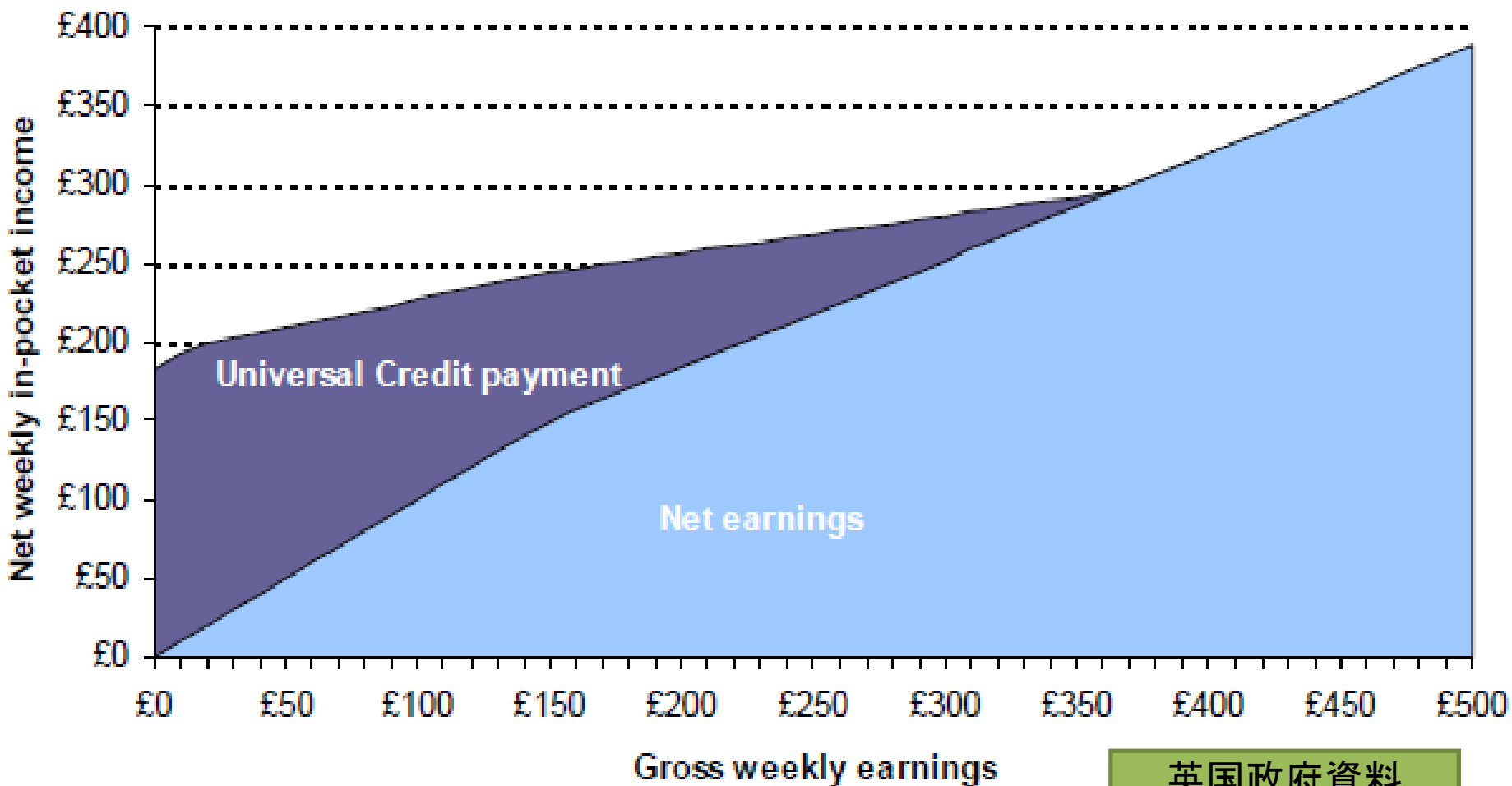
英国の給付付き税額控除

<税額控除額 (単位:ポンド)>



キャメロン政権のユニバーサルクレジット

Universal Credit tops up earnings - illustrative
single claimant with £100 per week housing costs



諸外国における給付付き税額控除の導入状況

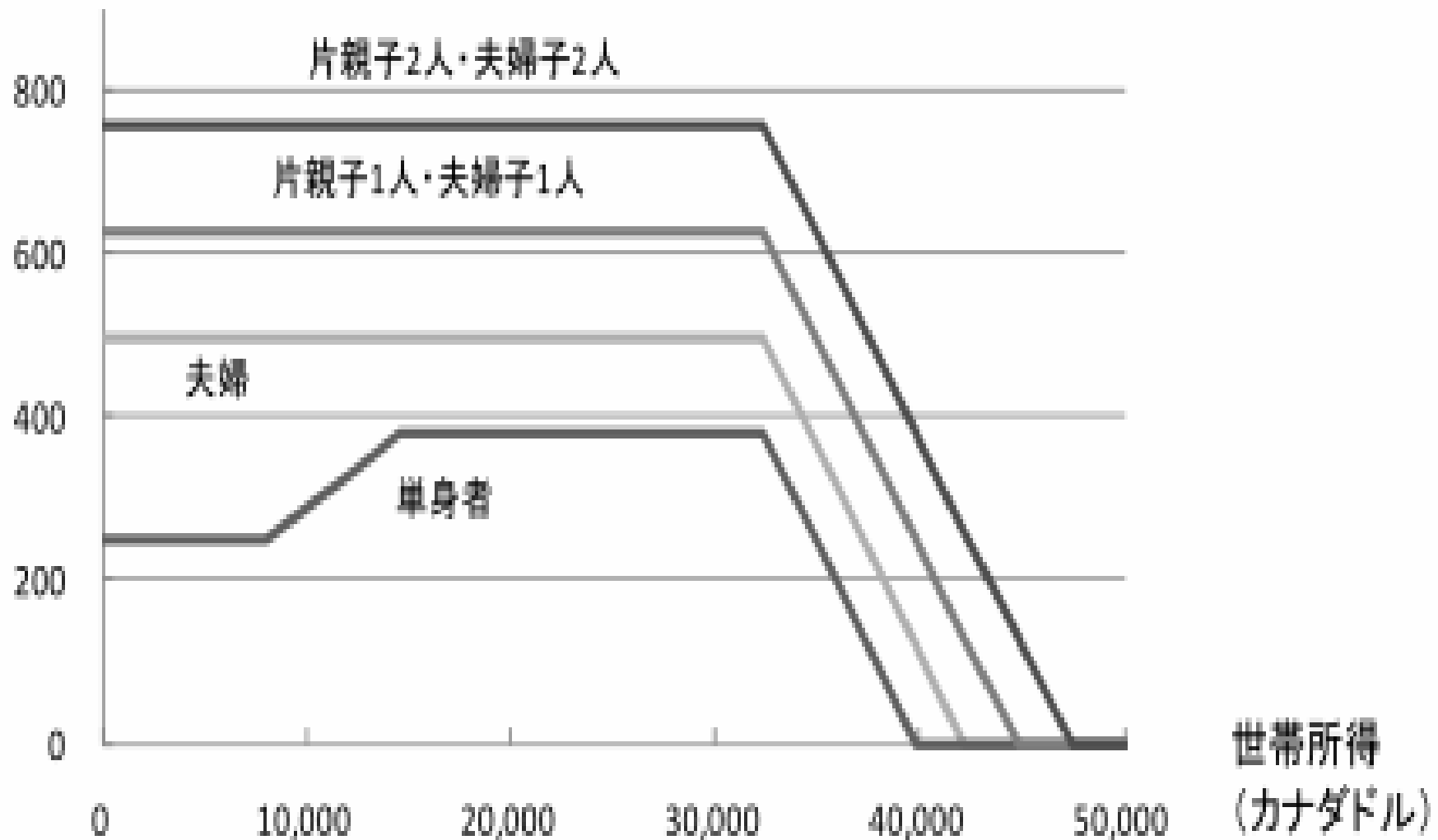
諸外国の給付付き税額控除の概要(未定稿)

国	制度の名称	類型	制度導入年	対象者	控除税額	給付の仕組み	通増	通減	控除税額の基準となる所得の単位	執行機関	(参考)納税者番号	(参考)課税単位
アメリカ	勤労税額控除	勤労型	1975年	低所得勤労者(資産要件あり)	夫婦2人の場合、最大5,036ドル	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	世帯	内国歳入庁	社会保障番号を活用	個人と世帯の選択制
	児童税額控除	児童型	1998年	17歳未満の子を養育する中所得者で所得が一定額以上のもの	1人あたり1,000ドル	税額と相殺。一定の場合に残額を給付。	あり	あり	個人と世帯の選択制			
	MWP 税額控除*時限措置	勤労型	2009年	勤労世帯の95%を対象	1人あたり最大400ドル	所得税、社会保険税と相殺。給付なし	あり	あり	個人と世帯の選択制			
イギリス	勤労税額控除	勤労型	2003年	16歳以上で子どもを養育する就労者、又は25歳以上の就労者(就労時間の要件あり)	夫婦2人の場合、最大4,525ポンド	全額給付	なし	あり 一体的に 通減	世帯	歳入関税庁	税務の一部に国民保険番号を活用	個人
	児童税額控除	児童型	2003年	原則16歳未満の子を養育する者	夫婦2人の場合、最大5,145ポンド							
ドイツ	児童手当*児童手当と児童控除のいずれか一方のみ適用	児童型	1996年	原則18歳未満の子を養育する者	1人あたり2,208ユーロ	全額給付	なし	なし	-	家族金庫が支給し、後に州の税務署が児童控除と清算	税務識別番号が2009年に導入	個人と世帯の選択制
フランス	雇用のための手当	勤労型	2001年	低所得勤労者	夫婦2人の場合、最大1,116ユーロ	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	個人	公共財政総局	なし	子どもを含む世帯
オランダ	基礎税額控除	-	2001年	全納税義務者	1人あたり最大1,987ユーロ(配偶者に一部を移転可能)	所得税・社会保険料と相殺。原則給付なし	なし	なし	-	租税関税総局	市民サービス番号を活用	個人
	勤労税額控除	勤労型	2001年	全ての給与収入者及び自営業者	1人あたり最大1,489ユーロ		あり	あり 消失なし	個人			
	所得依存複合税額控除	勤労型	2009年	片親又は夫婦のうち所得の低い配偶者で、勤労所得額が一定以上あり、12歳以下の児童を扶養する者	最大1,859ユーロ		あり	なし	個人			
スウェーデン	勤労税額控除	勤労型	2007年	全ての給与収入者及び自営業者	最大約2.1万クローネ	地方所得税額を上限に相殺。給付なし	あり	なし	個人	スウェーデン国税庁	個人識別番号を活用	個人
カナダ	GST クレジット	消費税逆進性対策型	1991年	低・中所得者	夫婦2人の場合、最大756カナダドル	全額給付	原則なし	あり	世帯	カナダ歳入庁	社会保険番号を活用	個人
	カナダ児童手当	児童型	1993年	18歳未満の子を養育する者	夫婦2人の場合、最大6,593カナダドル		なし	あり	世帯			
	勤労所得手当	勤労型	2007年	低所得勤労者	夫婦2人の場合、最大1,680カナダドル	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	世帯			
ニュージーランド	家族税額控除	児童型	2007年	18歳以下の子を扶養する家族	夫婦2人の場合、最大9,849NZドル	税額と相殺し、残額を給付	なし	あり 一体的に 通減	世帯	原則として内国歳入庁	納税者番号	個人
	勤労税額控除	勤労型	2007年	18歳以下の子を扶養する家族(就労時間の要件あり)	夫婦2人の場合、最大3,120NZドル							
韓国	勤労奨励税制	勤労型	2008年	原則18歳未満の子を養育する低所得勤労者(資産要件あり)	最大120万ウォン	税額と相殺し、残額を給付	あり	あり	世帯	国税庁	住民識別番号を活用	個人

(出典)財務省、税制調査会、各国の財政当局及び税務当局のサイト等から筆者作成。アメリカ、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ(勤労所得手当)は2010年時点、イギリス、ニュージーランドは2010年度時点、カナダ(GST クレジット、カナダ児童手当)は2009年7月～2010年6月給付分、韓国は2009年度時点のもの。控除税額の算出に当たっては、納税者や子の年齢について、一定の仮定を置いたうえで試算している。

カナダの逆進性対策税額控除(2010年)

控除税額(カナダドル/年)



論点1(総論)

1、政策目的の明確化

雇用促進、子育て支援(少子化対策)を組み合わせた設計が必要。「一定所得以下の世帯に勤労所得に応じた税額控除・給付を行いつつ、子どもの数に応じて給付額を増加させる」ことが基本。

2、既存の社会保障制度との整合性

(1)生活保護との整合性。若年層の生活保護受給増加を未然に防止するには、勤労を条件に、低スキル労働者・非正規雇用者に対してプレミアムを給付し生活保護受給額より手取りを多くすることにより、勤労インセンティブを与える必要がある。職業訓練中の生活保障制度との整合性も。

英国ブレア政権は、トランポリン政策として積極的労働政策とセットで導入。米国では、「最低賃金でフルタイム働けば貧困ラインから抜け出せる」ことが基本哲学。最低賃金制との整合性

(2)わが国の母子家庭の6割近くが相対的貧困。児童手当・児童扶養手当の抜本的改組による児童税額控除制度の導入も。

論点2(簡素な制度設計)

- (1) 米国不正受給主な原因は制度の複雑性。カナダ型のシンプルな制度は不正の問題が少ない。申告(米国)ではなく申請(英国、カナダ)方式に
- (2) 給付のいらぬオランダ型は魅力的。年末調整の活用は？
- (3) 一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するため、利子所得を番号で名寄せ・把握できる申告分離課税に改める必要がある。
- (4) 執行官庁
先進諸国では徴収の一元化を前提に税務官庁が執行する例が多いが、英国キャメロン政権のユニバーサル控除(2013年実施予定)は社会保障官庁が一元的に取り扱う。地方自治体と連携も必要。
- (5) 効果 所得税の課税ベースの拡大にも資する

税込中立の給付付き税額控除のコンセプト図

税額

控除を20万円削減すると、真ん中の線(赤色)が上方にシフト。収入600万円以下の世帯に一人当たり2万円の税額控除を給付すると、下のラインにシフト。2つの政策の結果、真ん中のラインが実線のライン(青色)にシフト。減税できない部分については、市町村から給付。

② 変更後 (30515万円)

① 現行 (325万円)

増税

減税

③ 給付つき

0

給付

305

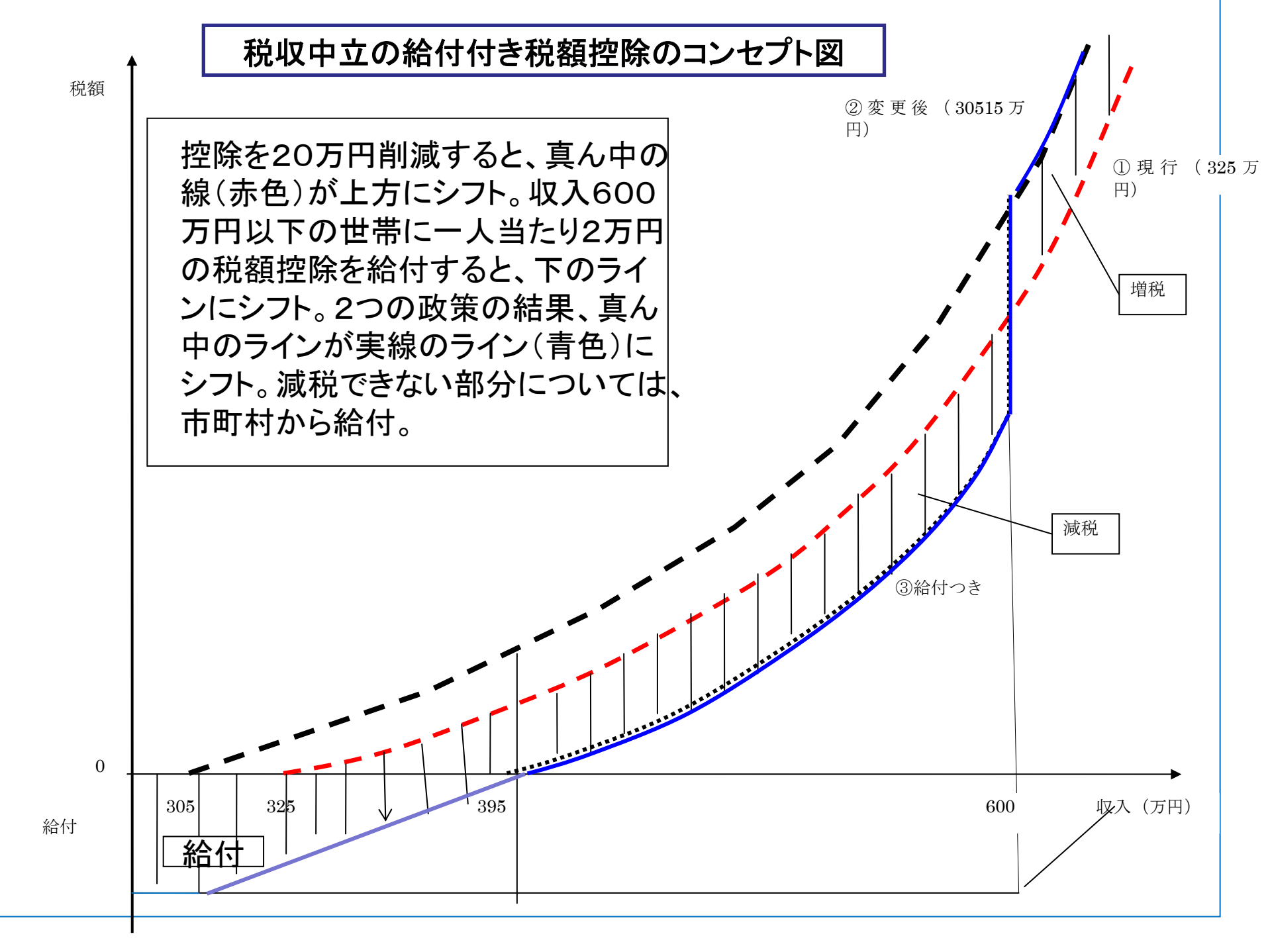
325

395

600

収入 (万円)

給付



(例) 単身者の税・社会保険料負担

課税最低限 114.4万円
(万円)

給与収入	所得税額	住民税額	税金合計	社会保険料 (10%)	税・社会保険料合計	減税額 (税控額)	差し引き
100	0	0	0	10	10	30	▲20
200	3.2	6.6	9.8	20	30	30	0
300	6.2	12.65	18.85	30	49	30	19
350	7.7	15.4	23.1	35	58	0	58
400	9.4	19.05	28.45	40	69	0	69

具体案（その1） 100万円から300万円まで 30万円の税額控除・給付
 300万円から350万円 60%の減減、消滅

